

**独立行政法人種苗管理センターの
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験
及び農作物の種苗の検査に
係る官民競争入札等の検討について**

平成19年10月1日
農林水産省生産局
独立行政法人種苗管理センター

農林水産植物の品種登録に係る栽培試験について、官民競争入札等を実施しない理由

(答)

- 1 品種登録は、知的財産権である新品種の育成者権を付与する行政処分であり、新発明に係る特許権の設定と同様の性格を有するものである。
品種登録は、新品種の育成者に排他的利用権を認め、他者による利用を排除するという効力を有するものであるため、品種登録を行うかどうかの審査の前提となる栽培試験については、厳正かつ公平に行われる必要がある。
- 2 この点について、栽培試験は、技術的には、出願品種に最も類似した対照品種を選定し、同一条件の下で実際に栽培を行い、相対的な比較調査により特性データ（花の大きさ・形・色、病害抵抗性の有無等）を得るものであるが、こうした相対比較試験の性質上、実施場所、試験条件の統一が精度に大きく影響することから、正確なデータを得るためには極力同一主体が継続して行う必要がある。これを様々な実施主体が担うことは、データの統一性を欠き、品種登録の審査の基礎となるデータの信用性が著しく損なわれ、品種登録制度の科学的な運用の根幹を揺るがしかねない。
- 3 また、出願から品種登録に要する期間を短縮することが大きな行政課題に掲げられており、その切り札として、国際間における審査データの相互使用により審査の効率化を図ろうとする取組が進みつつある。その際、栽培試験は海外においても国や国に準ずる機関が実施しており、その他の機関が実施したデータの交換がなされていないことから、このような国際審査協力において、我が国のみが孤立してしまうおそれがある。

- 4 なお、18年度から、中立・公正性及び秘密保持の確保に留意しつつ、栽培条件により形質の発現が左右されにくく、既存品種との明確な区別性等の判定が容易である一部の植物の種類について、公募による委託栽培試験を実施しているところであるが、応募機関は数機関に限られ、また、受け入れ能力にも限界があり、公募対象に対して応募が満たない状況にある。

- 5 以上のことから、栽培・調査が比較的容易で、かつ、国際審査協力の対象とならない一部の植物については委託による栽培試験を継続していくものの、栽培試験は引き続き独立行政法人である種苗管理センターが責任を持って実施することが不可欠であり、官民競争入札の対象とすることは適当でないと考えます。

農作物の種苗の検査について、官民競争入札等を実施しない理由。

(答)

- 1 種苗管理センターが実施する農作物に関する検査業務は、「種苗法」に基づくもの、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づくもの、「OECD種子品種証明制度に基づくもの」、「EC向け輸出野菜種子公的管理」に基づくものがある。

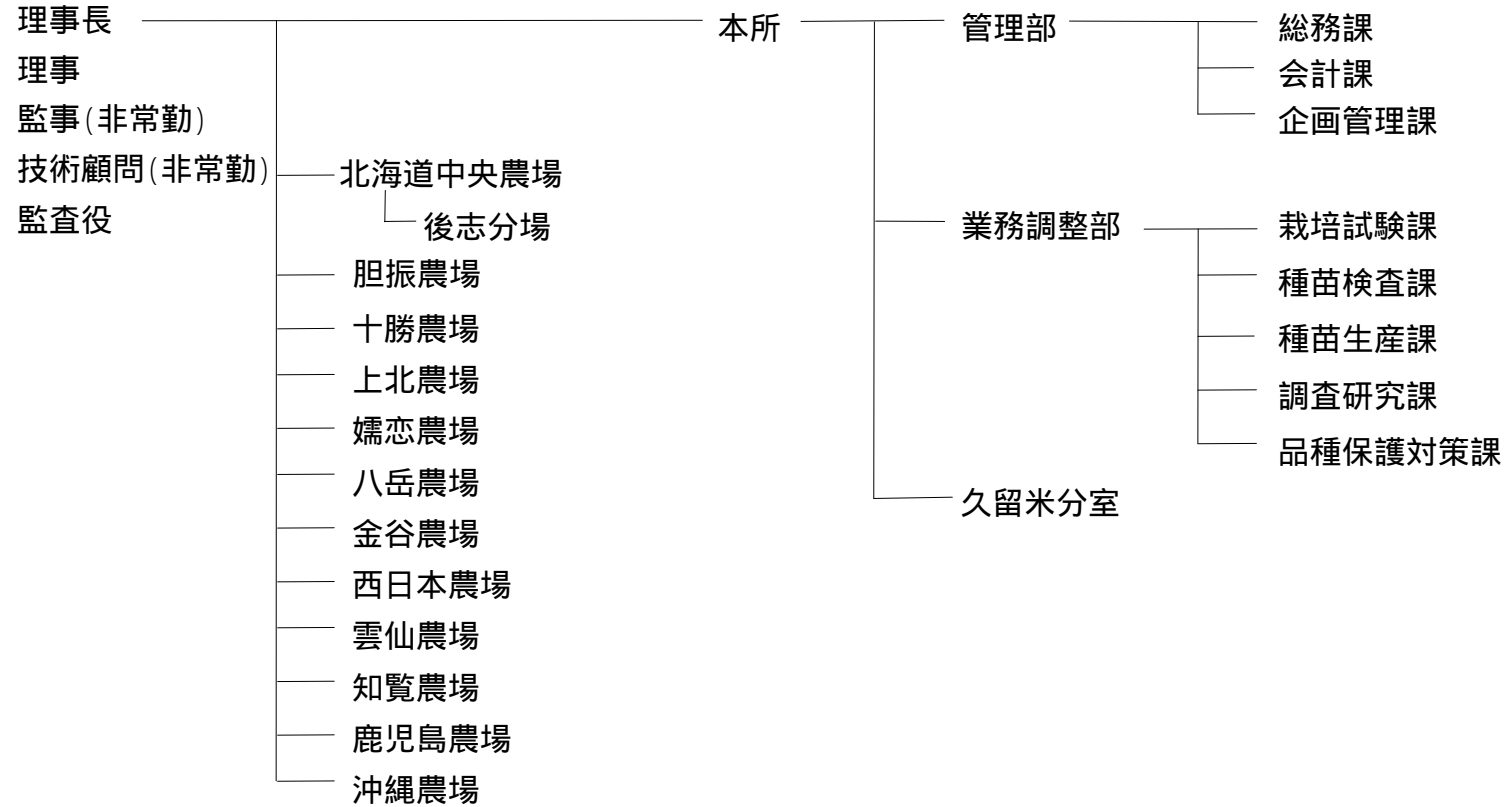
- 2 このうち、「種苗法」及び「カルタヘナ法」に基づく種苗検査については、
 - 検査対象が違法行為を行っていることを確認された場合は販売禁止命令等の厳しい行政処分に直結し、検査を拒否した者に対しては刑罰が科されるなど、公権力の行使としての性格が極めて強いこと
 - 専門的な知識と特殊な検査技術を必要とし、これらを有する種苗管理センター以外の機関は、監督の対象となる種苗業者に限られること
 - カルタヘナ法に基づく検査については、遺伝子組換え作物（GMO）を扱うものであり、食の安全・安心に深く関わるのところ、民間主体が行うことについては、国民の理解が得られないことから官民競争入札の対象とすることには馴染まない。

- 3 また、「OECD種子品種証明制度」及び「EC向け輸出野菜種子公的管理」に基づく検査及び公的な品種証明書の発行については、本制度は加盟国間で、政府又は政府が指定した公的機関が実施することが国際約束上定められていることから、民間主体が実施することはできず、官民競争入札の対象とすることには馴染まない。

4 以上のことから、種苗検査は引き続き独立行政法人である種苗管理センターが実施することが必要不可欠であり、官民競争入札の対象とすることは適当でないと考えらる。

(独) 種苗管理センター組織図

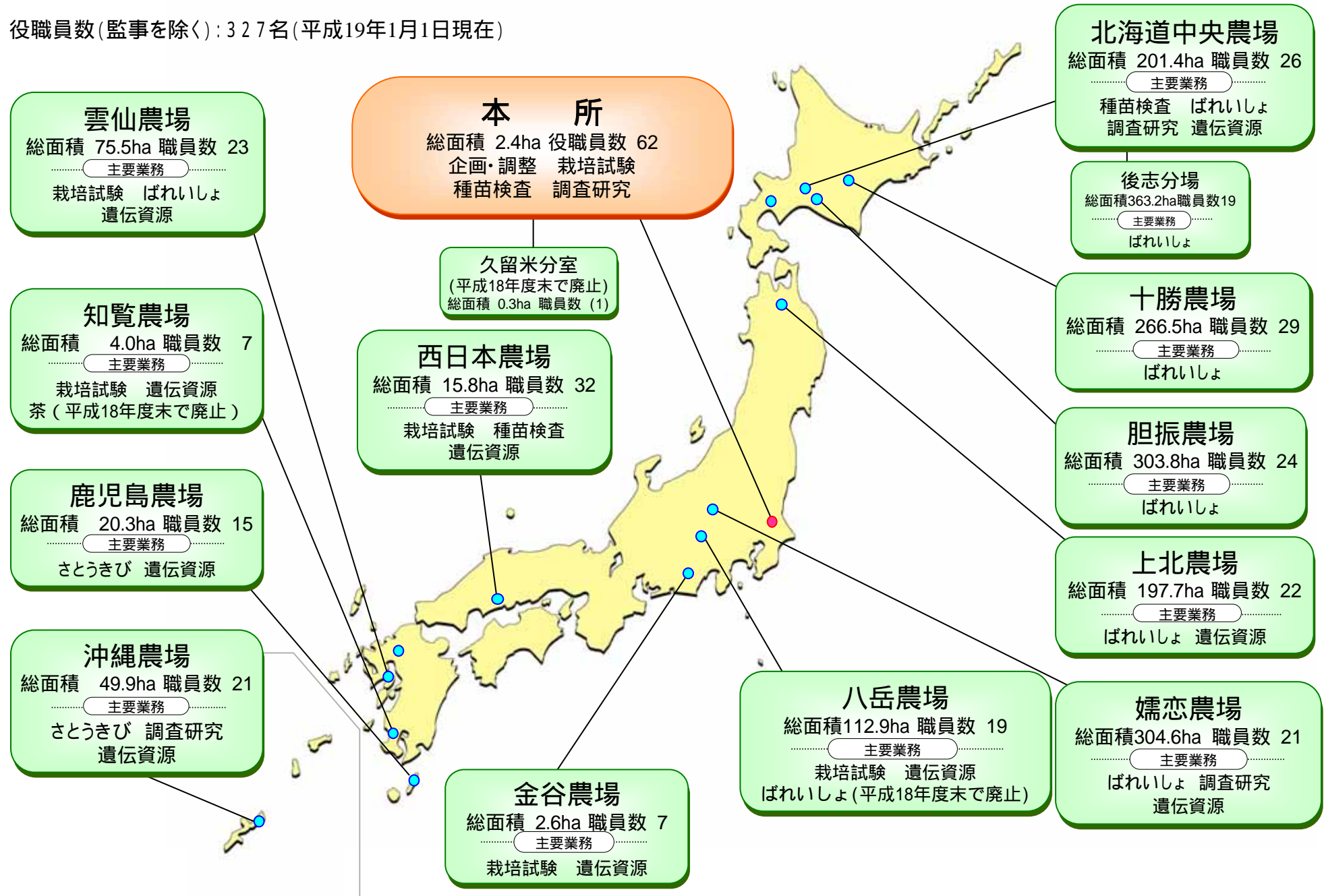
組織図



(平成19年1月1日現在)

農場等の配置状況

役職員数(監事を除く): 327名(平成19年1月1日現在)



独立行政法人種苗管理センターの見直しの基本的な考え方

事務・業務の内容

農林水産植物の品種登録に係る栽培試験

新品種である出願品種を栽培し、品種登録の要件を確認するための特性調査を実施するとともに、登録品種の「育成者権」侵害に関する相談、情報収集・提供、品種類似性試験を実施

農作物の種苗の検査

流通段階の種苗を集取り、表示内容や発芽率、純度等の品質に関する検査を実施
遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査や国際種子検査規程に基づく種子の品質検査を実施

ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布

優良種苗の増殖に必要な、健全無病の原原種(元だね)を安定供給
全国的な需給調整により、需要に見合った原原種を確実に配布

調査研究

業務の高度化・効率化を図るため、新しい技術の開発、応用、実用化について調査研究を実施

植物遺伝資源の保存及び増殖

(独)農業生物資源研究所をセンターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、栄養体で保存する必要のある植物の保存・特性調査を実施

事務・業務の特徴

UPOV条約及び種苗法に基づき、出願品種の審査の一部として行うものであり、知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務・事業であるため、中立公正性の保持が必要
海外での品種の保護や審査の迅速化を図るため、国際間の試験データの共有化が必要
栽培試験(DUSテスト)は相対比較試験であり、実施場所、試験条件の統一が精度に大きく影響するため、国際審査協力では公的機関が実施する統一性のある精度の高いデータが要求される

指定種苗の集取・検査は、販売禁止命令といった行政処分につながる「公権力の行使」であるため、中立公正性の保持が必要
国際種子検査協会から、病害検査を含む承認を得た承認検査所として、国際基準に基づく検査を実施

増殖率が低く病害虫に侵されやすいため、植物防疫法に基づく唯一の「国内検疫植物」であるばれいしょの原原種を自ら検査・生産し、需給調整を行う必要
国内検疫による種ばれいしょの厳格な管理は、WTOの衛生植物検疫協定で認められており、欧州・米国でも国・州等による同様の管理体制を整備

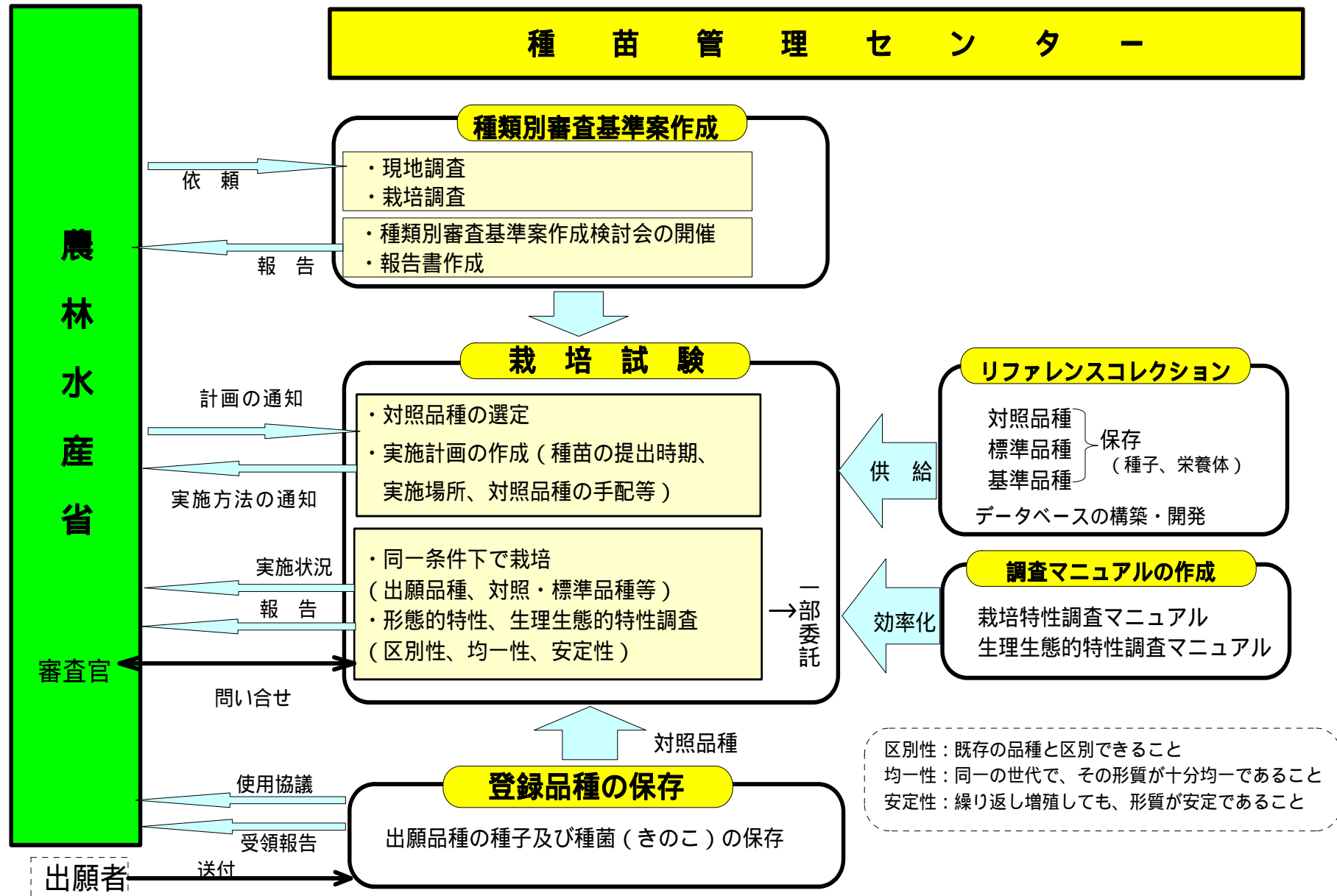
試験研究機関等と協力して調査研究を実施しており、業務に不可欠な品種識別のためのDNAマーカーの情報収集・開発、種苗伝染性病害の検定手法の開発等に係る調査研究を実施

いも類、麦類、雑穀・特用作物、果樹類、野菜類、花き・緑化植物、茶、熱帯・亜熱帯植物(約1万点)について10農場で他業務との密接な連携により保存・増殖、特性調査等を効率的に実施

主に議論の対象となる事務・事業の内容について

(種苗管理センター)

事務・事業名	事務事業の内容							現状の外部資源の活用状況(外部委託を実施している場合)								
	内容の詳細	組織体系		業務量に関連する指標の実績値			特殊事情の有無	規正法令等		委託業務の内容	委託先	委託方法	契約実績		特定者に限定する法律上の根拠	
		組織図	事業所数	予算額(H19年度) (単位:百万円)	定員(H19年1月1日現在)	その他(18年度実績)		有無	内容				金額	契約年数	有無	内容
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	別紙1	別紙2	6	879	57	栽培試験実施点数:703点(うち委託は29点)	栽培試験は、正確なデータを得るためには極力同一主体が継続して行う必要がある。 国際間における審査データの相互使用の際に、海外の栽培試験は国や国に準じる機関が実施しているため、国際的な審査協力を支障。 栽培試験データは、権利付与の判断材料であり、また、企業秘密の一部であるので、中立・公正性及び秘密保持の確保が可能な栽培試験実施主体は限られる。	種苗法第15条第2項	農林水産大臣は、出願品種の審査に当たって、種苗管理センターに栽培試験を行わせるものとする。	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	県の機関 県の機関及び民間団体	随意契約 公募	1,428千円 1,703千円	1年	種苗法第15条第5項	種苗管理センターは、農林水産大臣の同意を得て、栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認めるものに依頼することができる。



区別性：既存の品種と区別できること

均一性：同一の世代で、その形質が十分均一であること

安定性：繰り返し増殖しても、形質が安定であること

別紙1 - 2

栽培試験とは

「出願品種」をほ場や温室で栽培し、同一条件下で栽培される「対照品種」(既存品種のうち、出願品種と最も類似するとして選定したもの)、「標準品種」(特性を評価するための指標となる既存品種)等と比較しながら、生態的特性(大きさ、色、形等)及び生理生態的特性(病害抵抗性等)を調査。

栽培全景(きく)



特性調査(花色などの調査)



レタスの病害抵抗性検定



感受性品種
(抵抗性なし)

抵抗性品種

区別性 Distinctness

(既存品種と重要な形質で明確に区別できること)

均一性 Uniformity

(同世代で形質が十分均一であること)

安定性 Stability

(増殖後も形質が安定していること)

【特性表】

出願品種の特性表 (アムパロユア)

記号	形質	出願品種の特性表 (標準品種との比較)				標準品種の特性表 (比較標準)
		対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
1.	葉の形状	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
2.	葉の大きさ	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
3.	葉の長さ	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
4.	葉の幅	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
5.	葉の厚さ	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
6.	葉の色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
7.	葉の緑色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
8.	葉の黄緑色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
9.	葉の赤色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
10.	葉の紫色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
11.	葉の白色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
12.	葉の黄色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
13.	葉の赤黄色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
14.	葉の緑黄色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
15.	葉の黄緑黄色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
16.	葉の黄緑赤色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
17.	葉の黄緑紫色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
18.	葉の黄緑白色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
19.	葉の黄緑黄色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
20.	葉の黄緑赤色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
21.	葉の黄緑紫色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
22.	葉の黄緑白色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
23.	葉の黄緑黄色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
24.	葉の黄緑赤色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
25.	葉の黄緑紫色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
26.	葉の黄緑白色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
27.	葉の黄緑黄色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
28.	葉の黄緑赤色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
29.	葉の黄緑紫色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	
30.	葉の黄緑白色	対照品種	標準品種	対照品種	標準品種	

アムパロユア

測定の実際(特性調査における測定イメージ)

特性表 (グ)

農林水産植物の種類名 (ダイアンサス) 種類名

出願品種の名称 ()

(よみ:)

出願者の氏名又は名称 () 育成者

出願者の住所 ()

育成地の場所 ()

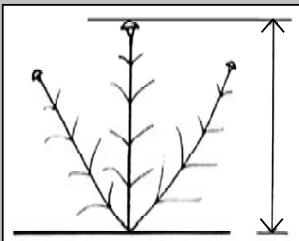
特性調査場所 ()

特性調査者の氏名 () 対照品種名

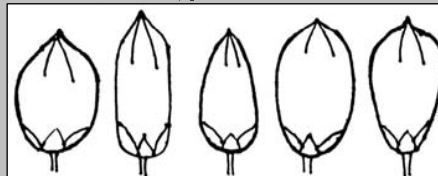
特性調査年 ()

(特性について調査項目を○で囲んで下さい)

開花時草丈



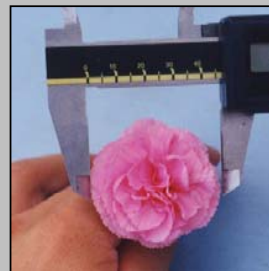
つぼみの形



球形 円柱形 卵形 楕円形 倒卵形

区分	形質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)									備考 (測定値等)	対照品種の特性値	
		01	02	03	04	05	06	07	08	09		()	()
植物体	開花時草丈	極低	低		中		高		極高		図1		
	花房形成の有無	無									有		

花径



がくの長さ



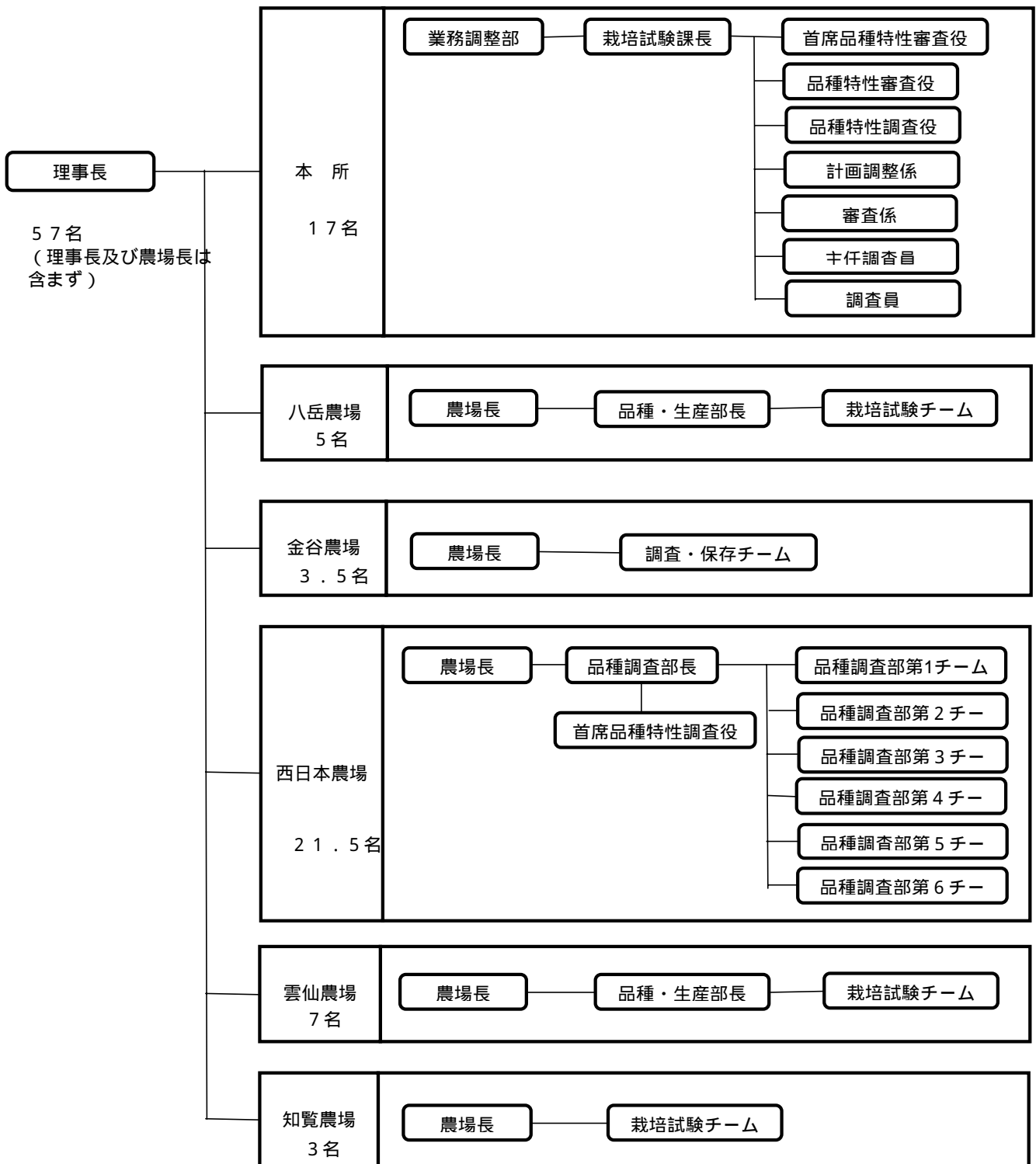
区分	形質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)								
		01	02	03	04	05	06	07	08	09
花	つぼみの形	球形	円柱形	卵形	楕円形	倒卵形				
	花径									
茎	花冠上部の側面の形	凹	平	や凸	凸					
	花冠下部の側面の形	凹	平	や凸	凸					
	花の香り	無		弱						
	ほう葉の外裂	突	鋭							
	花弁の色の数	1	2	3						
	花弁の色の分布 (色彩模様)	周縁	小輪	縁条	小斑	濃斑	無斑	ぼ		
		10	11	12						
		縁条	小斑	濃斑	無斑	ぼ				
		10	11	12						
		縁条	小斑	濃斑	無斑	ぼ				
葉	葉の形	卵形	楕円形							
	葉長									
	葉幅									
	葉巻き程度	巻ない	少し							
	葉色	黄緑	緑							

花卉の地色



区分	形質	出願品種の特性値 (標準品種との比較)								
		01	02	03	04	05	06	07	08	09
花	花冠の高さ			短	中	高				
	がくの長さ			短	中	長				
	がく裂片の縦軸の形	凹	平	凸	直					
	がく裂片の形	極や	鋭	鋭						
	花弁の主な形	1	2	3	4	5	6		他の	
葉	花弁の鋸歯の数		少		中		多			
	花弁の地色	J	H	S	カラー					
葉	花弁の花色の移行性		無							
	日持ち性		不良		中		良			

別紙2 組織図



指定種苗制度の概要

種苗法第2条: 指定種苗

- ・ 種苗のうち、販売に際して品種識別を容易にするため、一定事項を表示すべきもの
- ・ 農林水産大臣が指定する

第49条

- ・ 届出義務

第2条: 種苗業者

- ・ 指定種苗の販売を業とする者

第50条

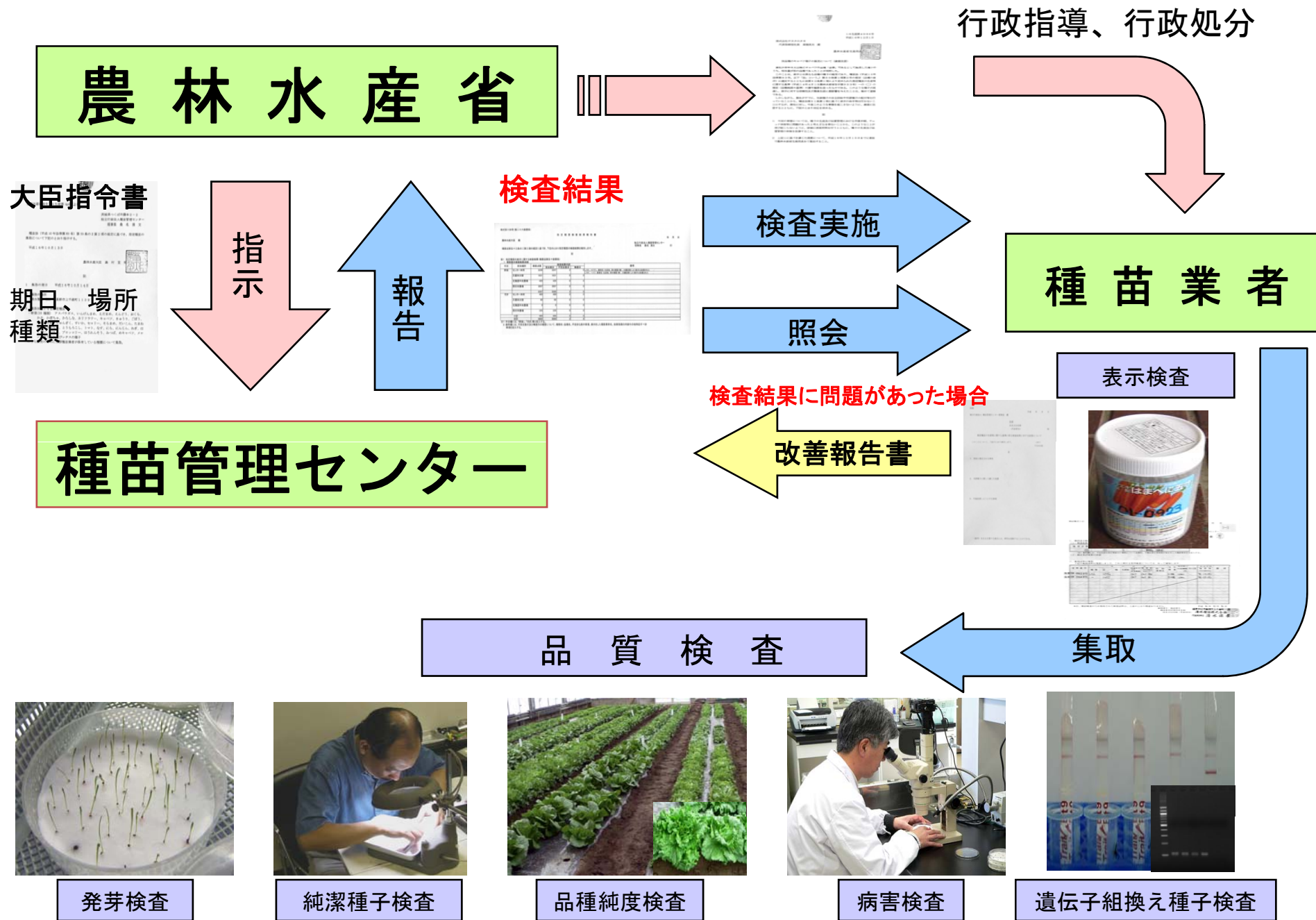
- ・ 指定種苗についての表示義務

第52条

- ・ 指定種苗の生産等に関する基準の遵守義務

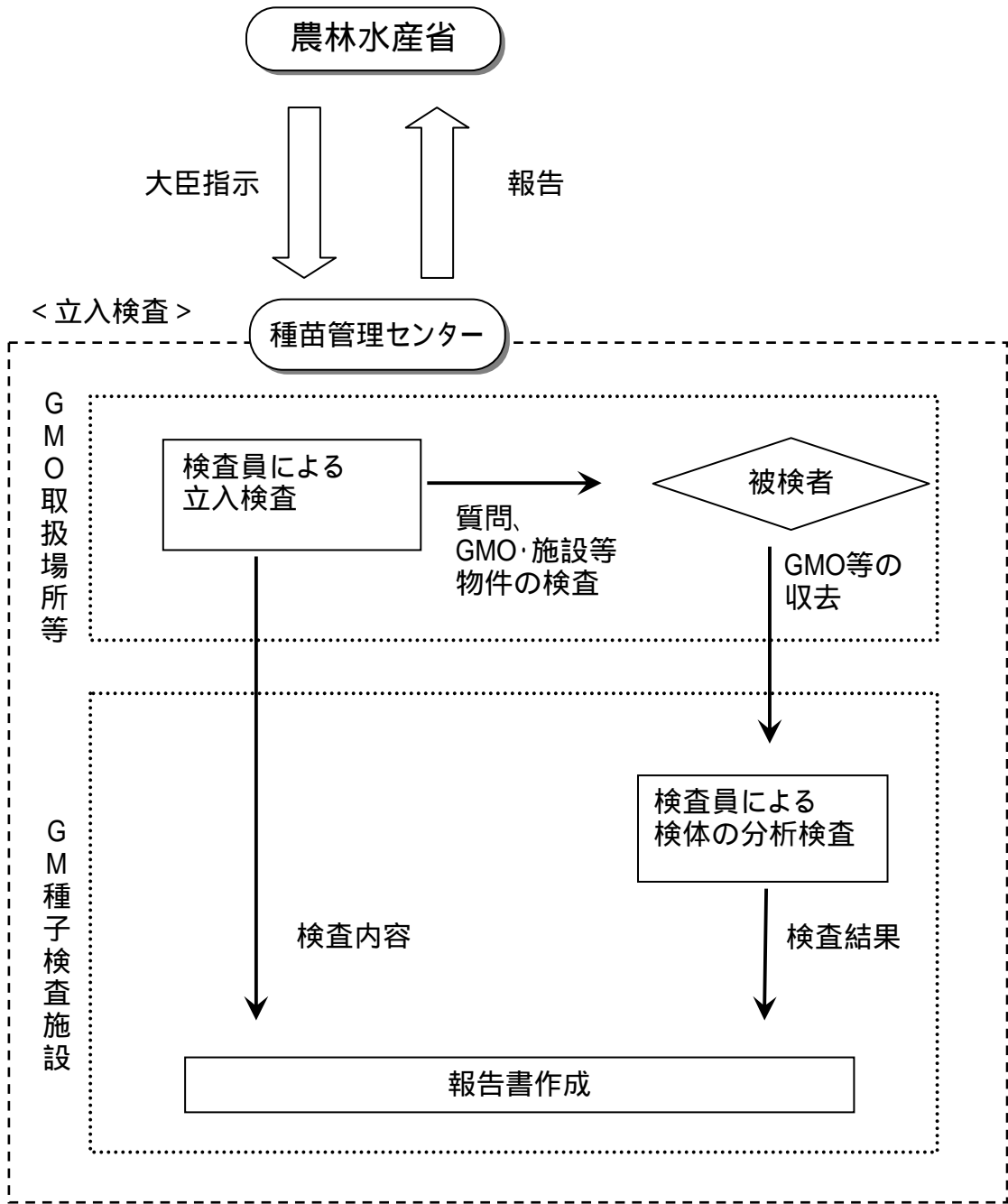
違反者に対する措置等

- ・ 届出（49条関係）：罰金
- ・ 表示（50条関係）：
改善命令、販売禁止
- ・ 基準（52条関係、
遺伝子組換え作物検査を除く）：
勧告、公表

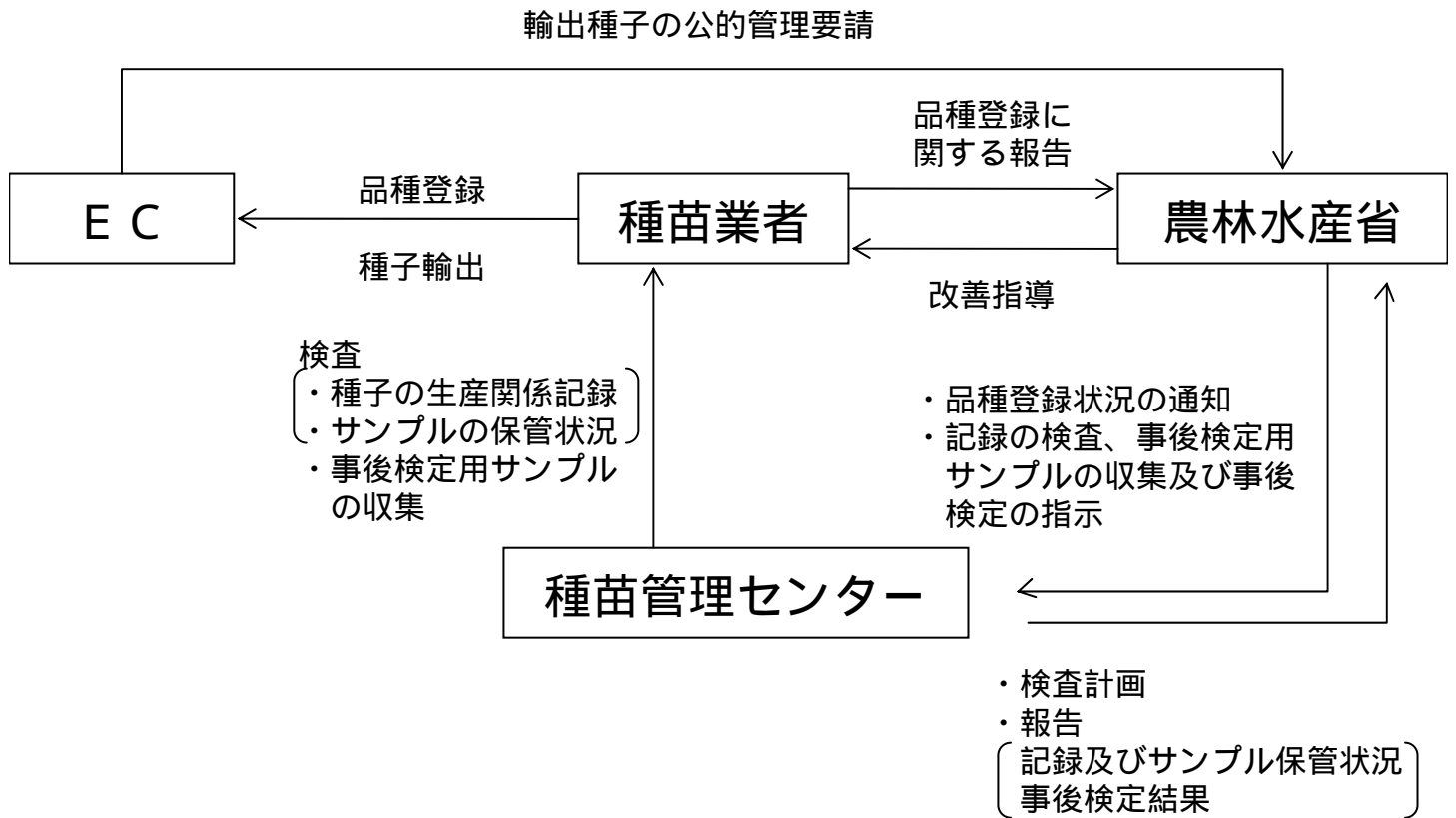


別紙 1 - 3

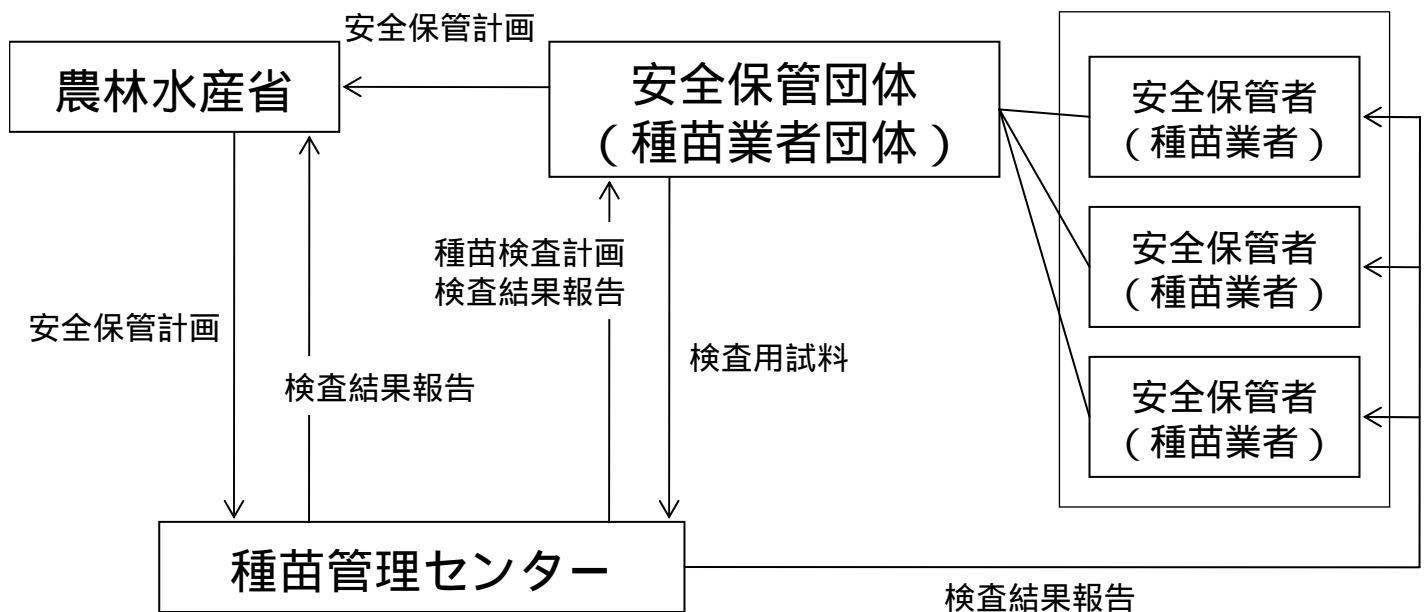
カルタヘナ法に基づく立入検査の流れ



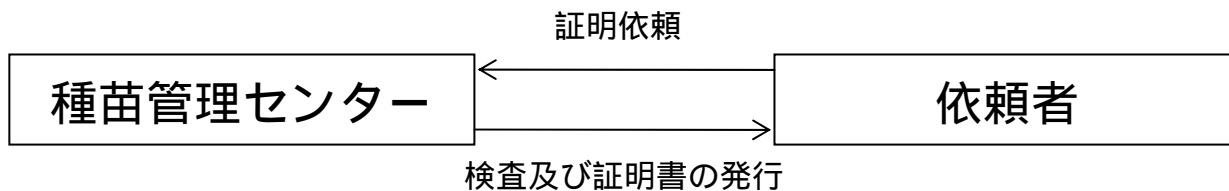
E C 向け輸出野菜種子の検査



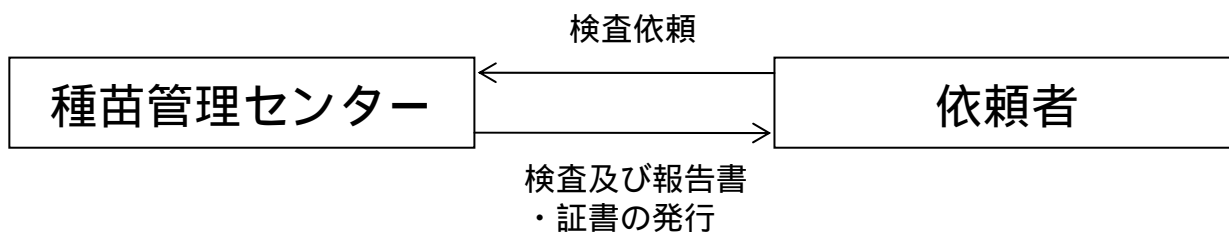
災害対策用園芸種子の検査



てんさい種子品種依頼証明

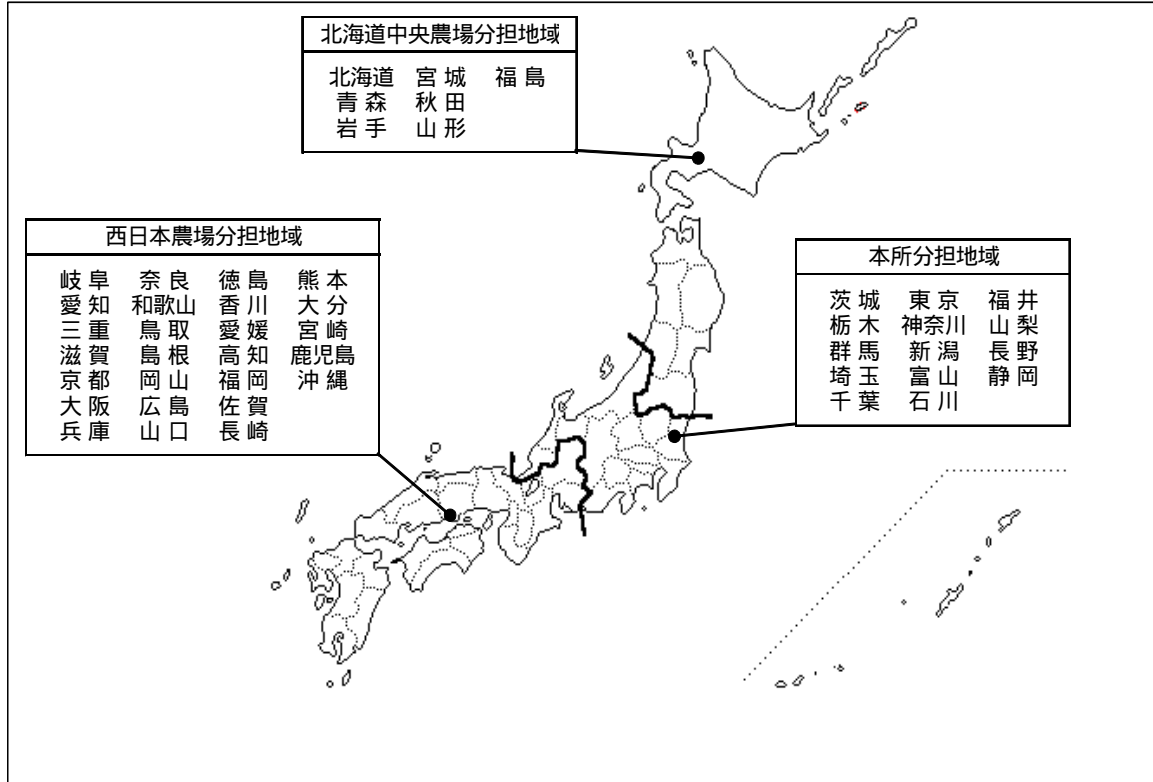


依頼検査



別紙 2

種苗検査業務の実施体制(平成18年度)



項目			実施場所		
			本所 (種苗検査課)	北海道 中央農場	西日本農場
指定種苗 制度に係 る検査	表示検査	表示			
		集取			
		発芽率			
	生産等 基準検査	品種純度			
		発芽率			
		病害			
		遺伝子組換え作物			
カルタヘナ法立ち入り検査等					
てんさい種子品種依頼証明					
EC向け輸出野菜種子					
園芸種子需給安定措置要領					
依頼検査	国内種子検査				
	国際種子検査				(試料抽出)